

【FAQ】被扶養者資格再確認

No.	分類	問合せ内容	回答
1	目的	なぜ被扶養者資格の再確認作業を行うのですか？	協会けんぽでは、保険料負担抑制のため、高齢者医療制度における拠出金および保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度被扶養者資格の再確認を実施しています。
2	目的	解除となる被扶養者の届出をせず、被扶養者のままにしておくとうなるのですか？	高齢者の医療費は、税金、本人負担によるほか、協会けんぽを含む各医療保険者制度からの拠出金等（加入者のみなさまが納められた保険料によるものです）により賄われています。被扶養者の方が就職等されたにもかかわらず、被扶養者（異動）届を提出されていないと、その被扶養者の方についても協会けんぽの拠出金等の額に反映され、協会けんぽが負担する拠出金等の額が過大に算出されることになり、みなさまの保険料負担も増えることがあります。
3	目的	再確認を行った場合の効果額はどれくらいですか？	令和元年度の実施効果は、被扶養者から解除された方は全国で約6.6万人（令和2年3月末日現在）となり、高齢者医療制度への負担軽減額は約15億円（推定）となりました。
4	実施方法	被扶養者状況リスト等の発送時期や提出期限はいつですか？	令和2年10月上旬から令和2年10月下旬までの7回に分けての発送となります。被扶養者状況リストの提出期限については、発送日に関わらず、すべて令和2年11月30日（月）となっています。（返信用封筒（料金受取人払い）の有効期限は令和3年12月31日です。）
5	実施方法	提出期限後に提出しても問題ないですか？ また、提出しなかった場合に問題はありますか？	ご提出は提出期限（令和2年11月30日）までお願いいたします。 なお、提出期限までに提出がない場合は、後日、勧奨を行う場合があります。被扶養者資格再確認業務の主旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。
6	実施方法	提出期限までに一部の扶養家族について確認ができません。確認ができた分だけを先に提出をしてもよいですか？	被扶養者状況リストはまとめてご提出をお願い致します。提出期限（令和2年11月30日）までに提出がない場合は、後日、勧奨を行う場合があります。
7	実施方法	被扶養者再確認は全員の被扶養者が対象ですか？	今回の資格再確認は、令和2年9月11日現在、協会けんぽの被扶養者が対象です。 ただし、次の条件に該当する方を除きます。 ○令和2年4月1日時点において18歳未満の方 ○令和2年4月1日以降に被扶養者の認定を受けた被扶養者 ○任意継続被保険者の被扶養者 ※対象外の方についてもリストに記載されていますが、その場合はリストの備考欄に「確認不要」と記載されています。
8	実施方法	「被扶養者状況リスト」の備考欄に「確認不要」と記載されている者がいます。	現在被扶養者として認定されていますが、（令和2年4月1日時点において18歳未満の方または令和2年4月1日以降に扶養認定された方で）今回資格の再確認を行う必要のない方です。ただし、扶養解除となる方がいる場合は、事務センター（年金事務所）で該当被扶養者の解除手続きを行ってください。
9	実施方法	「被扶養者状況リスト」をリストではなく、被保険者毎で送付してほしい。	「被扶養者状況リスト」に関しましては、郵送料・印刷費にかかる費用の削減や事業所によっては、リスト方式による事務負担減の意見もあり、リスト方式で実施することとしております。ご理解をお願いいたします。
10	実施方法	被扶養者状況リストを別の住所宛てに送付していただけますか？	本部（東京）より一括送付となりますので、別送はできません。事業所所在地を変更された場合は、速やかに年金事務所へ事業所の住所変更届をご提出してください。
11	実施方法	営業所が離れているため、別々に送付してほしい。	申し訳ございませんが、適用事業所単位での送付となります。
12	実施方法	次回の被扶養者資格の再確認をいつ行うのですか？	毎年実施する予定ですが、来年度の実施スケジュールはまだ決まっていません。実施スケジュール等が決まりましたら、ホームページ等でご案内いたします。 なお、来年度以降はマイナンバーを活用し、事前に協会に対象者の収入等の確認を行い、その結果、被扶養者要件を満たしていることが確認できなかった方を対象に実施する予定です。
13	実施方法	被扶養者異動届の提出先が今後変わるのですか？	通常の被扶養者異動届（新規の加入など）は、今までどおり事務センター（年金事務所）となります。 なお、協会けんぽで実施している「被扶養者資格の再確認」に関する被扶養者状況リスト及びそれに伴う被扶養者調書兼異動届に関しては当協会へのご提出となります。 被扶養者調書兼異動届は、当協会でご受付後、事務センター（年金事務所）にて審査・入力処理後、「決定通知書」を事業主様へ送付します。

【FAQ】被扶養者資格再確認

No.	分類	問合せ内容	回答
14	実施方法	昨年の再確認業務からの変更点はありますか？	昨年度は健康保険法改正により、令和2年4月から被扶養者の国内居住要件が新設されることを踏まえ、現在の居住状況の確認を合わせて行うため、18歳未満の被扶養者の方も含めて確認を行いました。 今年度は、令和2年4月1日時点において18歳未満の方は確認の対象外となり、被保険者と別居している方および海外に在住している方については、被扶養者の要件を満たしていることを確認できる書類の提出が必要となります。
15	実施方法	どのように再確認業務を行うのですか？	事業主より被保険者の方に対して、文書または口頭により、健康保険の被扶養者としての要件を満たしているかをご確認いただき、被扶養者状況リストに確認結果をご記入ください。 なお、今年度は被保険者と別居している方および海外に在住している方については、被扶養者の要件を満たしていることを確認できる書類の提出が必要となります。 《確認事項》 ①就職等により、ご自身で健康保険に加入していないことを確認してください。 ②同居・別居状況を確認してください。続柄によっては、被保険者と同居していることが被扶養者の要件となる場合があります。（リーフレット2ページ参照） ③収入要件を満たしていることを確認してください。 ・（同居の場合）被扶養者の方の年収が130万円未満※1で、かつ被保険者の年収の半分未満 ・（別居の場合）被扶養者の方の年収が130万円未満※1で、かつ被保険者の仕送り額より少ない ※1被扶養者の方が60歳以上または障害者の場合、「130万未満」が「180万未満」となります。 ④国内に住民票があることを確認してください。 令和2年4月より、被扶養者の要件に「原則、国内に住民票があること」が加わりました。 ただし、海外に在住している（国内に住民票がない）場合でも、海外特例要件に該当する場合は、特例的に被扶養者となることができます。 ※確認の結果を被扶養者状況リストへ☑（チェック）し、扶養解除となる被扶養者がいる場合は、被扶養者調書兼異動届を提出してください。
16	実施方法	所得税法上の扶養となっている者についても確認が必要ですか？	所得税法上の改正により、控除対象配偶者の年収上限が103万円から150万円に引き上げられており、所得税法上の扶養となっている場合でも、健康保険の被扶養者とならないケースもあります。また、健康保険上の扶養と所得税法上の扶養は基準や考え方が異なりますので、所得税法上の扶養となっている方についても、健康保険の扶養認定基準を満たしているか確認をお願いします。
17	実施方法	自営業の場合、どのように確認を行えばいいですか？	自営業の方の年収は、年間総収入から直接的経費※を差し引いた額となります。 ※直接的経費とは、その経費がなければ事業が成り立たない経費（例：製造業における原材料費、小売業における仕入れ費、農業における種稲費、肥料費）であり、それ以外の費用（例：公租公課、宣伝費）は差し引くことはできません。
18	実施方法	収入証明などが不要であれば確認にならないのではありませんか？	扶養再確認業務は、二重加入（就職などにより勤務先で健康保険にご自身で加入した方の被扶養者解除の届出が未提出）になっていないかの確認も兼ねています。 所得税の控除についての処理は行われていたものの、被扶養者解除の手続きが漏れている方の件数が少なからずあるため、有効であると考えています。
19	実施方法	所得証明書や住民票などの添付は必要ですか？	証明書類の添付は必要ありません。 ただし、被保険者と別居している場合は仕送の事実と仕送額の確認できる書類（仕送元・仕送先・仕送額の確認できる預貯金通帳の写しや現金書留控えの写し。）を提出してください。 ※なお、学生の場合は確認書類の提出は省略できます。
20	実施方法	どのような場合に、添付書類が必要になりますか？	添付書類の提出が必要なのは、「被保険者と別居している被扶養者」と「海外在住（国内に住民票がない）の被扶養者」です。別居の場合は仕送の事実と仕送額の確認できる書類を、海外在住の場合は海外特例に該当していることが確認できる書類をそれぞれ提出してください。（被扶養者現況申立書も併せて提出してください。）
21	実施方法	別居している被扶養者がいますが、なぜ仕送を行っていることの確認が必要なのですか？	被扶養者と認められるには、主として被保険者の収入によって生活が成り立っていることが必要です。同居の場合と異なり、別居の場合は被保険者と被扶養者の生計が同一ではないため、被扶養者の生活が主に被保険者の収入（仕送り）によって成り立っていることを確認する必要があります。 仕送りをしていない、被扶養者本人の収入よりも仕送額が少ないなどの場合、主として被保険者の収入によって被扶養者の生活が成り立っているとは言えないため、被扶養者として認められないこととなります。
22	実施方法	仕送りの事実と仕送額の確認できる書類とは具体的にどのようなものですか？	直近の仕送りを行った際の預貯金通帳や現金書留控えの写し（仕送元、仕送先、仕送額が確認できるもの）等、仕送の事実を客観的に確認できる書類です。 なお、確認書類の提出をせずに、仕送りの事実や状況を記載した申立書（上申書や理由書等）を提出することはできません。確認書類がない場合、仕送りの事実を客観的に確認できないため、被扶養者として認められません。

【FAQ】被扶養者資格再確認

No.	分類	問合せ内容	回答
23	実施方法	別居している学生の被扶養者がいますが、仕送り関係の書類の提出は必要ですか？	学生の場合、仕送りの事実と仕送り額の確認できる書類の提出は省略できます。ただし、被扶養者現況申立書については、収入や仕送り額等の必要事項を記載のうえ、提出が必要です。その際、被扶養者現況申立書の職業欄に学生である旨（例：大学●年生、専門学校●年生）を記載してください。
24	実施方法	預貯金通帳の写しを提出しますが、仕送り関係のない箇所は見られたくありません。	仕送りの確認書類として預貯金通帳の写し等を提出する場合、仕送り関係のない箇所についてはマスキング（黒く塗りつぶす等）していただいで構いません。
25	実施方法	海外在住者は被扶養者になることはできないのですか？	令和2年4月より、海外在住者は海外特例要件に該当する場合はを除き、被扶養者と認められません。海外特例要件に該当しない場合は、扶養解除のお手続きを行ってください。（令和2年4月1日時点で海外特例に該当していない場合は、令和2年4月1日を扶養解除日としてください。）
26	実施方法	海外在住者について、既に確認書類を添付のうえ届出を行い、海外特例該当者として認定されていますが、再度確認書類の提出は必要ですか？	被扶養者の資格確認は毎年度行うこととしているため、既に海外特例該当者と認定されている場合であっても、改めて確認書類の提出をお願いいたします。なお、現在、海外特例該当者に認定されていない場合は、今回の確認とは別に事務センター（日本年金機構）へ届出を行い、海外特例の認定を受けてください。
27	実施方法	別居や海外在住の場合に提出する確認書類の代わりに、扶養事実を記載した申立書等を提出してもよいのですか？	申立書（上申書・理由書等）は確認書類として認められません。恐れ入りますが、事実を確認できる書類をご提出ください。なお、確認書類を提出できない場合は、事実関係を確認できないため、扶養解除のお手続きが必要となります。
28	実施方法	被扶養者状況リスト等を提出した場合、後日、結果通知は送られてくるのですか？	被扶養者調査兼異動届を提出した場合（扶養解除となる場合）を除き、結果通知は送付しませんので、ご了承ください。なお、被扶養者状況リストの2枚目は事業主様の控えとなりますので、提出せずに保管をお願いします。
29	実施方法	新型コロナウイルスの影響により、一時的に収入が増加し、年収が130万円を超えてしまいそうです。この場合、扶養解除となりますか？	収入については、被扶養者の過去の収入、現在の収入、将来の収入見込みなどから、今後1年間の収入を見込んで算出することになっています。このため、一時的な事情により収入が増加した場合でも、今後1年間の収入が130万円未満（60歳以上または障害者の場合は180万円未満）になると見込まれる場合は、引き続き被扶養者として認定されます。
30	実施方法	関係会社が数社ありますが、被扶養者状況リスト等が届いている事業所と届いていない事業所がありますが、どうしてですか？	誠に申し訳ございません。本部（東京）から10月上旬から10月下旬にかけて順次発送（6回に分けて）をしていますので、いましばらくお待ちください。 ※確認対象者が1名もない場合は送付されません。 ※（対象者がいる場合で）11月以降に照会があった場合は、支部名・事業所記号・事業所名を確認のうえ、支部にて再作成依頼を連携する。
31	状況リスト	被扶養者状況リストの訂正方法を教えてください。	二重線で削除・訂正のうえ、訂正箇所には事業主印（事業主欄に押印した印鑑と同一の印鑑）で訂正印を押してください。 ※訂正箇所に修正テープを使用することはできません。
32	状況リスト	被扶養者状況リストにはどのように記入したら良いのですか？	① 確認の結果、被扶養者から解除される場合 →「 <input type="checkbox"/> 被扶養者調査兼異動届を添付」欄に <input type="checkbox"/> （チェック）してください。 併せて、解除される被扶養者の「被扶養者調査兼異動届」（同封）を記入し、該当被扶養者の被保険者証・高齢受給者証・限度額適用認定証・特定疾病療養受療証等も併せて添付してください。 ② 「被保険者資格喪失届」、「被扶養者（異動）届」を事務センター（年金事務所）へ提出済みの場合 →「 <input type="checkbox"/> 日本年金機構へ届出済」欄に <input type="checkbox"/> （チェック）してください。 ③ 上記①、②のいずれにも該当しない場合 →「 <input type="checkbox"/> 変更なし」欄に <input type="checkbox"/> （チェック）してください。 →被保険者と別居の場合「 <input type="checkbox"/> 被保険者と別居している」にも <input type="checkbox"/> （チェック）してください。 →海外在住の場合「 <input type="checkbox"/> 海外に在住している」にも <input type="checkbox"/> （チェック）してください。 なお、いずれの場合も、状況リストの右下に事業主名称等のご記入と事業主印の押印をお願いいたします。（被扶養者状況リストが複数枚となる場合には事業主欄への記入と押印は1枚目のみで差し支えありません。）
33	状況リスト	（社労士・管財人からの入電）事業所が閉鎖・倒産している場合の記入と提出方法はどのようにするのか。	お手数をおかけしますが、リストの提出をお願いいたします。 その際、リストには「日本年金機構へ届出済」に <input type="checkbox"/> をしてください。 なお、日本年金機構への届出が済んでいない場合は、資格喪失届と全喪届を事務センター（年金事務所）へご提出ください。

【FAQ】被扶養者資格再確認

No.	分類	問合せ内容	回答
34	状況リスト	事業所が閉鎖・倒産している場合の「事業主欄」の記入方法はどのようにするのですか	事業主欄には、閉鎖・倒産した事業所情報を記入し、事業主印を押してください。（※事業主印の有無を確認）事業主印の押印ができない場合は、押印の必要はございません。 また、該当事業所が閉鎖・倒産した旨のメモの添付をお願い致します。
35	状況リスト	事業所の代表者が変更になっている場合の記入方法は？	新しい代表者名で記入して提出してください。
36	状況リスト	なぜ「□海外に在住している」というチェック項目が必要なのですか？	令和2年4月から被扶養者の要件に「原則、国内に住所を有すること（住民票が国内にあること）」が追加されたため、海外に在住している者は、海外特例要件に該当する場合を除き、被扶養者になることができなくなりました。確認の結果、「変更なし」で、かつ、日本国内に住所を有しない（住民票が国内にない）場合は、「海外に在住している」にも☑（チェック）をし、海外特例要件に該当していることが確認できる書類を添付してください。なお、海外特例要件に該当しない場合、確認書類を添付できない場合は、扶養解除のお手続きが必要となります。
37	状況リスト	家族が海外に留学しています。「海外に在住している」に☑（チェック）は必要ですか？	住民票が日本国内にない場合には☑（チェック）してください。 ※被扶養者が一定期間を海外で生活していても、日本に住民票がある場合は、国内居住として扱います。
38	状況リスト	被扶養者状況リストに名前がない従業員がいるのはなぜですか？	被扶養者がいない被保険者の方は記載しておりません。
39	状況リスト	既に退職や扶養解除のため、年金事務所へ届出済みですが、被扶養者状況リストに記載されているのはなぜですか？	令和2年9月11日現在のデータにて印刷しております。その直前に事務センター（年金事務所）へ「被保険者資格喪失届」や「被扶養者異動届」を提出していただいた場合で、9月11日時点で年金事務所で処理がされていない方については印刷がされています。その際はリストの「□日本年金機構へ届出済」欄に☑（チェック）をお願いします。 ※届出を提出して数カ月経過しているにもかかわらず、リストに記載されている場合には、恐れ入りますが年金事務所へご確認をお願いします。
40	状況リスト	既に退職していますが、事務センター（年金事務所）への届出がもれていました。	「被保険者資格喪失届」の届出がお済みで無い場合は、事務センター（年金事務所）に届出をお願いいたします。なお、被扶養者状況リストには「□日本年金機構へ届出」欄に☑（チェック）をお願いいたします。 ※記入時点・提出時点でも退職していないが退職予定⇒「変更なし」欄に☑（チェック） ※記入時点では在職しているが、提出時点では退職⇒「届出済み」欄に☑（チェック）
41	状況リスト	現在、被扶養者に認定されているが、送付されてきた「被扶養者状況リスト」に記載されていない者がいます。追記しなければなりませんか？	追記の必要はありません。今回送付した「被扶養者状況リスト」は令和2年9月11日現在の被扶養者として認定されている方を記載しております。記載されていない方はその日以降に扶養認定の入力処理がされた方と思われます。（※年金事務所入力は9/10まで）
42	状況リスト	同じ氏名の被扶養者が2行印字されている。状況リストはどのように記入すればよいですか。	（対象の被扶養者の加入状況を確認し、扶養解除⇔扶養追加に近い時期で行われていれば）印字されている一方を「日本年金機構へ届出済み（解除となる）」欄にチェックし、もう一方を「変更なし」欄にチェックを入れていただきますようお願いいたします。
43	状況リスト	記載した被扶養者状況リストは2枚複写となっておりますが、両方とも提出するのですか？	被扶養者状況リストは2枚複写（1枚目協会けんぽ提出用、2枚目事業主様控）となっており、1枚目のみ協会けんぽにご提出していただき、2枚目は事業主様控として保管をお願いします。
44	状況リスト	従業員が多くて、被扶養者状況リストが複数枚になるが、リスト全てに事業主印の押印が必要ですか？	被扶養者状況リストが複数枚となる場合には、事業所名称等の記入・事業主印の押印は1枚目のみで差し支えありません。 また、「被扶養者状況リスト」は複写式となっておりますが、2枚目（控）は事業主控えとなりますので、事業主において保管をお願いします。 なお、被扶養者調書兼異動届を提出する場合は、後日、「決定通知」が事務センター（年金事務所）より送付されます。
45	状況リスト	被扶養者状況リストを提出するとその結果通知などはあるのですか？	被扶養者調書兼異動届を提出した場合（扶養解除となる場合）を除き、結果通知は送付しませんので、ご了承ください。 被扶養者調書兼異動届を提出している場合は、後日、異動届の「決定通知」が事務センター（年金事務所）より送付されます。
46	状況リスト	被扶養者状況リストの事業主控に協会けんぽで受付した受領印を押して返却してほしい。	被扶養者状況リストは、協会事務局にて一括して回収・仕分けをする方法としており、個別に受領印を押してお返しすることは困難となります。 なお、返却用として被扶養者状況リストのコピーなどの同封もお断りさせていただいております。円滑な事業実施にご協力をお願いいたします。 ※どうしても受領印を押して返却してほしい希望がある場合は、同封の返信用封筒は使用せず、受領印を押した控えを希望される旨のメモなどを添付のうえ、直接協会けんぽ支部へ提出（郵送）をしてください。

【FAQ】被扶養者資格再確認

No.	分類	問合せ内容	回答
47	状況リスト	被扶養者状況リストを開封時、破損（切れてしまった・破れてしまった）した場合、再送ではなくテープ補修にて提出可能か。	テープ等で補修していただき、ご提出いただくことは問題ありませんが、ご希望があれば、再度作成しお送りすることも可能です。 なお、再作成した被扶養者状況リストは複写様式ではありません。
48	異動届	被扶養者調書兼異動届の訂正方法を教えてください。	二重線で削除・訂正のうえ、訂正箇所には被保険者印で訂正印を押してください。 ※訂正箇所に修正テープを使用することはできません。
49	異動届	同封されている被扶養者調書兼異動届はどのような時に使用するのですか？	被扶養者資格の再確認の結果、解除となる被扶養者がいる場合は、同封されている「被扶養者調書兼異動届」をご記入の上、該当被扶養者の被保険者証（高齢受給者証・限度額適用認定証・特定疾病療養受療証等）を添付してください。 《提出にあたっての注意事項》 ○異動届は被保険者単位となっていますので、解除となる被扶養者がいる被保険者の方が複数いる場合は、該当する枚数分の提出が必要となります。 ○被保険者の欄に被保険者の押印（被保険者が自署した場合は省略可）が必要となります。 ○当様式は協会けんぽ被扶養者資格再確認実施時（解除）専用となっていますので、被扶養者の方の追加や氏名変更等にはご使用いただけません。追加や氏名変更の場合は、通常の被扶養者異動届にて事務センター（年金事務所へ）お手続きをお願いします。
50	異動届	同封されている被扶養者現況申立書はどのような時に使用するのですか？	被扶養者資格の再確認の結果、被保険者と別居している場合、海外に在住している場合は、同封されている「被扶養者現況申立書」をご記入のうえ、事実を確認できる書類を添付してください。なお、被扶養者現況申立書は対象となる被扶養者1名につき1枚の記入・提出が必要となります。
51	異動届	事務センター（年金事務所）に直接「健康保険被扶養者調書兼異動届（解除用）」を提出しても問題ありませんか？	被扶養者状況リスト及び被扶養者調書兼異動届の提出先は協会けんぽになります。同封の返信用封筒でご提出をお願いします。
52	異動届	解除する者の被保険者証が見当たりません。どうしたら良いですか？	どうしても見当たらない場合は、「健康保険被保険者証回収不能届」を添付してください。 「健康保険被保険者証回収不能届」は、協会けんぽホームページよりダウンロードしていただくか、必要部数を送付させていただきます。
53	異動届	保険証が回収できていないため後日返却でもよろしいですか？また後日返却する場合はどうすればいいですか？	被扶養者調書兼異動届（解除用）に保険証が添付できない場合は、「健康保険被保険者証回収不能届」に理由を記入してください。 なお、被扶養者調書兼異動届（解除用）の提出後に回収された保険証については、その旨がわかるようにメモ等を添付したうえで、協会けんぽ支部へ返却をお願いいたします。
54	異動届	税法上の被扶養者等になってはいるが、現在は健康保険の被扶養者としての要件を満たしていない場合はどのようにすれば良いですか？	被扶養者状況リストの「 <input type="checkbox"/> 被扶養者調書兼異動届を添付」欄に <input checked="" type="checkbox"/> （チェック）してください。 併せて、解除となる被扶養者の「被扶養者調書兼異動届」（同封）を記入し、該当被扶養者の被保険者証（70歳以上75歳未満の方は高齢受給者証。交付を受けている場合は限度額適用認定証・特定疾病療養受療証等も併せて）を添付してください。
55	異動届	収入超過で扶養から外し、国民健康保険へ切り替えを行います。被扶養者調書兼異動届を提出すれば資格喪失証明書（扶養解除）を交付していただけますか？	資格喪失証明書（一般分）は協会けんぽでは発行できません。資格喪失証明書（一般分）は事業主または年金事務所長が発行できるものとなっています。年金事務所が発行の証明書が必要な場合は、通常の異動届と資格喪失証明申請書を事務センター（年金事務所）へ直接ご提出ください。 なお、その場合は状況リストの「 <input type="checkbox"/> 年金機構へ届出済」に <input checked="" type="checkbox"/> （チェック）してください。
56	異動届	返却された異動届の決定通知は国保加入手続の際に資格喪失証明として使用できますか？	使用が可能かどうかについては、加入先の市区町村が判断することになります。なお、異動届の決定通知は事業主が2年間保管するものとなっています。

【FAQ】被扶養者資格再確認

No.	分類	問合せ内容	回答
57	異動届	扶養でなくなった日の基準を教えてください。	扶養でなくなった日は事由により次の通りとなります。 ① 収入超過・・・事実発生日（例：時給が上がった日） ※日付が不明な場合は、申出日を記入 ② 就職・・・就職年月日 ③ 死亡・・・死亡日の翌日 ④ 離婚・・・離婚年月日 ⑤ 75歳到達・・・該当日（75歳の誕生日） ⑥ 海外特例要件非該当・・・事実発生日 （ただし、令和2年4月1日時点で海外特例要件に該当していない場合は令和2年4月1日）
58	異動届	被扶養者状況リストに記載されている生年月日・続柄等がまちがっていますが、どうすればいいですか？	その方の手続きをされた時の被扶養者異動届の事業主様控「副」をご確認していただき、年金事務所に相談していただくことになります。なお、このリストや同封の「健康保険被扶養者調書兼異動届（解除用）」では変更（訂正）できません。
59	異動届	被扶養者の氏名や続柄等、リストの記載内容に誤りがあるので訂正して欲しいのですが。	協会けんぽで実施する被扶養者資格の再確認で対応できるのは、被扶養者資格の解除のみです。お手数をおかけいたしますが、氏名等の訂正につきましては、事業所管轄の事務センター（年金事務所）へ届出をお願いいたします。
60	異動届	同封されてきた「被扶養者調書兼異動届」は今後の異動届として使用できますか？	当様式は協会けんぽ被扶養者資格再確認実施時（解除）専用となります。今回の再確認による解除以外での使用できません。（通常の異動届は日本年金機構のホームページからダウンロード可能です。）
61	異動届	「被扶養者調書兼異動届」を協会あてに提出して数日経過しましたが、「決定通知」が送付されません。いつ頃届きますか？	提出のあった被扶養者調書兼異動届については、協会けんぽでの内容確認や事務センターにおける審査・入力処理がありますので、「通知」の送付までに1～2か月程度お時間をいただくこととなります。
62	提出方法	返信用封筒は普通郵便となっていますが、被保険者証を同封しても大丈夫ですか？	被保険者証を同封する際に、被保険者証右下にプリントされている「保険者印」にパンチまたはハサミをいれて使用不能としたうえで同封してください。
63	提出方法	直接、協会けんぽの窓口に提出してもいいですか？	直接、協会けんぽの窓口に提出していただいても構いませんが、郵送の場合は同封の本部行きの返信用封筒をご利用ください。
64	提出方法	返信用封筒には、協会けんぽに提出する別の申請書（保険給付申請や任意継続被保険者の申請書）を同封して良いですか？	ご提出していただいた返信用封筒は、一度、協会けんぽ本部（東京）に送られる為、被扶養者の再確認の書類（被扶養者状況リスト・被扶養者調書兼異動届）のみにご使用ください。
65	提出方法	事業所の所在地が変わった場合、被扶養者状況リスト等の提出はどうすれば良いですか？	被扶養者の解除があり、被扶養者調書兼異動届を添付される場合には、同届書の「事業所整理記号（年金）」欄に変更後の記号をご記入ください。また、被扶養者状況リストや被扶養者調書兼異動届の事業所所在地欄については、変更後の所在地を記入してください。※注意！記号が変更となる事業所のみ 提出先は協会けんぽ事務局（返信用封筒）となりますので、そのまま返信用封筒をご使用ください。
66	社労士	社会保険労務士への送付とはどういうものですか？	社会保険労務士の依頼により「被扶養者状況リスト」を事業主へ送付せず、社会保険労務士に送付する方法です。その場合、社会保険労務士は、事前に事業主から承諾を得たうえで、協会支部へ誓約書を提出する必要があります。 ※令和2年度については社会保険労務士宛に送付を希望される場合は、令和2年8月20日（木）までに誓約書等を協会支部へ提出することになっています。
67	社労士	（社労士からの問い合わせで）これから誓約書を提出することで社労士宛てに被扶養者状況リストを送付していただけますか？	社会保険労務士宛に別送を希望する申請書（同意事業所一覧表など）の提出期限が過ぎております。（令和2年8月20日（木）締切り） 誠に申し訳ございませんが、社会保険労務士の方が代行申請される場合は、10月末までに各事業主様へ被扶養者状況リストを送付いたしますので、それらにてご対応いただきますようお願いいたします。
68	社労士	社会保険労務士様が複数事業所分の被扶養者状況リスト等を取りまとめて送付する場合、1つの封筒にまとめて送付していいですか？	事業所単位でお送りください。（事業所単位で送付する返信用封筒（協会事務局私書箱）をご使用ください。） ※回収後の被扶養者状況リストなどは、事業所単位で仕分けを行うことから、円滑な事務処理にご協力をお願いいたします。
69	送付依頼	被扶養者状況リストを紛失したので、再度送付してもらえませんか？	改めて送付いたします。 なお、再作成した被扶養者状況リストは複写様式ではありません。

【FAQ】被扶養者資格再確認

No.	分類	問合せ内容	回答
70	送付依頼	送付されてきた返信用封筒（本部行き）が足りないのですが。	誠に申し訳ございません。必要な枚数の返信用封筒（本部行き）をお送りさせていただきます。
71	送付依頼	リーフレットを数部送ってもらえますか？	協会ホームページよりダウンロードしていただくか、必要部数を送付させていただきます。
72	送付依頼	被扶養者調書兼異動届、被扶養者現況申立書が足りませんが、どうすればよいですか？（また、被扶養者調書兼異動届に代えて年金事務所にある被扶養者（異動）届でも使用できますか？）	協会ホームページからよりダウンロードしていただくか、必要部数を送付させていただきます。 ※被扶養者調書兼異動届、被扶養者現況申立書をコピーしてご利用いただくことも可能です。 （日本年金機構の様式、被扶養者（異動）届は使用できません。）
73	送付依頼	健康保険被保険者証回収不能届はどこから入手できますか？	「健康保険被保険者証回収不能届」は、協会ホームページよりダウンロードしていただくか、必要部数を送付させていただきます。
74	送付依頼	被扶養者情報を紙ではなく、データで提供してほしい。	希望された事業主様へCD-RまたはDVD-Rを送付させていただきます。
75	送付依頼	届いたものすべて紛失しました。最初に送られてきたものと同じものを送ってください。	改めて送付いたします。（なお、再作成した被扶養者状況リストは複写様式ではありません。）
76	その他	国民年金第3号被保険者が被扶養者から解除となる場合、別に国民年金の届出が必要となるのですか？	国民年金第3号被保険者である方が、健康保険の被扶養者から解除される場合は、健康保険被扶養者調書兼異動届の他に、国民年金の種別変更の手続きが必要となります。国民年金第1号被保険者となる場合は、住民票のある市区町村役場にて手続きを行う必要があります。詳しくは、市区町村役場の国民年金担当または年金事務所にお問い合わせください。
77	ダウンロード	H27年度まで実施されていた、被扶養者資格再確認に係る被扶養者情報のダウンロードとはどのようなものですか？	昨年度と同様に、今年度についても情報提供サービスのデータダウンロードサービスの提供は行っておりません。全ての事業所には「被扶養者状況リスト（紙）」をお送りさせていただいております。 （H27年度までは、事前にインターネットによるデータのダウンロードサービスの利用申請いただきました事業所様につきましては、被扶養者状況リストと同様の被扶養者情報をインターネットより取得し、「確認結果リスト」としてご提出いただくことができました。）

【FAQ】被扶養者資格再確認

No.	分類	問合せ内容	回答												
78	健保法改正	健康保険法改正の概要を教えてください。	令和2年4月1日より、被扶養者として認定される要件として、「国内居住要件」が新設されます。これにより、日本国内に住所を有しない（住民票が日本国内にない）方については、被扶養者から解除されることとなります。												
79	健保法改正	なぜ国内居住要件が新設されることになったのですか？	令和2年3月31日までは被扶養者の居住地の要件がないため、外国人労働者が海外に残した家族も一定の要件を満たせば被扶養者となります。 被扶養者が現地で治療を受けた場合、自己負担分を除く医療費は協会けんぽが負担することになるため、財政面への影響が問題視されていました。 健康保険は、一定の要件を満たせば居住地や国籍にかかわらず適用されますが、今の制度のままでは、外国人の受け入れ拡大により、母国に残した家族の医療費を日本の健康保険で賄うことになり、医療費の財政負担が増大するおそれがあると指摘されていたことから、令和2年4月1日より国内居住要件が新設されました。												
80	健保法改正	今回新設される国内居住要件の対象となるのは、外国人のみですか？	被扶養者の国内居住要件は日本人にも適用されます。 一時的に海外に移住するものの、再び日本国内で生活する場合などは、例外として引き続き扶養家族として認められる場合があります。												
81	健保法改正	例外として引き続き被扶養者となれる人とは、どのような人ですか？ また、例外として認められるには、どのような証明書類が必要となりますか？	以下の通りです。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">国内居住要件の例外</th> <th style="text-align: center;">証明書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①外国において留学をする学生</td> <td>査証(ビザ)、学生証、在学証明書、入学証明書の写し</td> </tr> <tr> <td>②海外赴任する被保険者に同行する家族</td> <td>査証(ビザ)、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し</td> </tr> <tr> <td>③観光、保養やボランティアなど、就労以外の目的で一時的に海外に渡航している家族</td> <td>査証(ビザ)、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し</td> </tr> <tr> <td>④被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた方 (海外赴任中に生まれた被保険者の子ども、海外赴任中に結婚した被保険者の配偶者など)</td> <td>出生や婚姻等を証明する書類等の写し</td> </tr> <tr> <td>⑤①～④のほか、渡航、目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる家族</td> <td>厚生労働省に相談しつつ個別に判断</td> </tr> </tbody> </table>	国内居住要件の例外	証明書類	①外国において留学をする学生	査証(ビザ)、学生証、在学証明書、入学証明書の写し	②海外赴任する被保険者に同行する家族	査証(ビザ)、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し	③観光、保養やボランティアなど、就労以外の目的で一時的に海外に渡航している家族	査証(ビザ)、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し	④被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた方 (海外赴任中に生まれた被保険者の子ども、海外赴任中に結婚した被保険者の配偶者など)	出生や婚姻等を証明する書類等の写し	⑤①～④のほか、渡航、目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる家族	厚生労働省に相談しつつ個別に判断
国内居住要件の例外	証明書類														
①外国において留学をする学生	査証(ビザ)、学生証、在学証明書、入学証明書の写し														
②海外赴任する被保険者に同行する家族	査証(ビザ)、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し														
③観光、保養やボランティアなど、就労以外の目的で一時的に海外に渡航している家族	査証(ビザ)、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し														
④被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた方 (海外赴任中に生まれた被保険者の子ども、海外赴任中に結婚した被保険者の配偶者など)	出生や婚姻等を証明する書類等の写し														
⑤①～④のほか、渡航、目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる家族	厚生労働省に相談しつつ個別に判断														
82	健保法改正	留学の期間は問わないのですか？	問いません。												
83	健保法改正	留学後、現地で就職する場合は、特例に該当しますか？	国内居住要件の例外に該当するかどうかは渡航目的から判断することになり、「留学」という渡航目的の場合、留学中は国内居住要件の例外となります。 また、留学後、現地（海外）で就職する場合は、雇用関係が生じた時点から例外要件を満たさなくなったものとして取り扱います。												
84	健保法改正	留学に同行する家族は特例に該当しますか？	「留学へ同行」という渡航目的に照らし、国内居住要件の例外として認められます。												